

水害にあった家屋等の解体工事・ リフォーム工事で発生する廃棄物 に係る注意事項

水害を受けた家屋等の解体工事やリフォーム工事では、様々なごみが発生しますが、ごみの種類（一般廃棄物・産業廃棄物）やごみの出し方は法律でルールが決まっています。

解体工事・リフォーム工事から出るごみの適正な処理にご協力をお願いします。

【解体工事・リフォーム工事で発生したがれきや木くずの出し方】

- ごみの種類：**産業廃棄物**に分類されます。
- ごみを出す人：解体工事・リフォーム工事を請け負った**会社**です。
- ごみの出し方：ごみの運搬・処理の許可を持つ**専門業者に依頼**します。
- ごみ処理の費用：解体工事などの費用から、工事会社が支払うことが一般的です。
詳細は契約内容をご確認ください。

【解体工事・リフォーム工事の建物に残っていた家電や家庭ごみの出し方】

- ごみの種類：**一般廃棄物（通常の家ごみ）**に分類されます。
- ごみを出す人：**建物の持ち主の方**です。
- ごみの出し方：**通常の家ごみや家電、小型家電等と同じ方法・分別**になります。
- ごみ処理の費用：災害廃棄物につきましては、ごみ減量推進課にご相談ください。
（ごみ減量推進課の連絡先：☎38-9005）
また、それ以外につきましては、清掃センター等に持ち込む場合には、手数料が発生します。また、家庭ごみを扱うことのできる運搬業者に依頼する場合には、別途費用が発生します。

【解体工事・リフォーム工事のごみで禁止されていること！】

- ✗ 解体工事・リフォーム工事から出る「がれきなどの産業廃棄物」を、過去に災害廃棄物の臨時集積所であった場所に排出すること。（不法投棄になります。）
- ✗ 解体工事・リフォーム工事から出るごみをドラム缶等で焼却すること。（野焼き行為になります。）
- ✗ 家庭ごみを扱える許可のない業者が、がれきなどと併せて、建物に残されたごみの処理を行うこと。（市民の方が、許可の無い業者に片付けるように依頼することも同様です。）